

主要品目の実行関税率の推移

- 我が国の林産物の関税は、これまで数次にわたる交渉等により、引き下げが行われている。
- 現在、丸太や製材等で無税となっている一方、製材の一部、合板、集成材等は関税を維持している。

品目名 [引下げ期間等]	自由化完了時 1964年	ケネディ ラウンド 1968～72年	東京ラウンド 1980～87年	MOSS合意 1987～88年	UR合意 1995～99年	
丸太	0	0	0	0	0	
製材	米マツ・米ツガ等	0	0	0	0	
	マツ・モミ・トウヒ	10	10	10	8 4.8	
合板	熱帯木材14種	20	20	17～20	15～20	8.5～10
	その他熱帯木材	20	20	17～20	10～15	6
	その他広葉樹	20	20	17～20	10～15	6
	針葉樹	20	15	15	10～15	6
PB(OSB含む)注	15～20	15	10～12	8～10	5～7.9	
集成材	20	20	20	15	6	

注：パーティクルボード(PB)の1987年以前の関税率は、HS4418(再生木材)を集計。

現在の我が国の林産物関税

主な品目	関税率 (%)
丸 太(桐を除く)	無税
チップ	無税
製 材(ベイマツ、ベイツガ)	無税
製 材 (S P F※1)	4. 8
製 材(カラマツ等)	6. 0
パーティクルボード (O S B含む)	5. 0~7. 9
合 板 (熱帯木材 1 4 種※2)	8. 5~10. 0
合 板 (熱帯木材 1 4 種以外)	6. 0
集成材	6. 0
構造用集成材	3. 9
木製家具	無税
紙	無税

※1: トウヒ (Spruce)、マツ (Pine)、モミ (Fir) 類。主なものは北米及び欧州のパイン・スプルース、NZ・チリのラジアータパイン、北洋のエゾマツ・アカマツ等。なお、ベイマツは含まれない。

※2: 熱帯木材14種

アカジョアフリカ、ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、シポ、リンバ、マホガニー、オベチェ、オクメ、パリッサンドルパラ、バイロラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、サペリ、ホワイトラワン

林産品の価格の推移

○ 林産品の価格は、関税の影響を無しとはしないが、為替、住宅着工動向等の影響を大きく受ける。

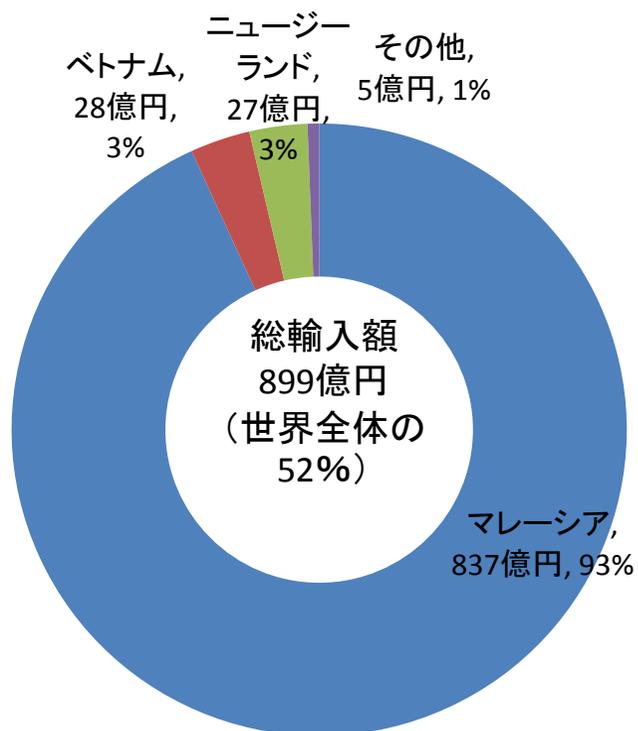
区 分	H25	H26	H27
為替(円/ドル)	98	106	118
新設住宅着工戸数(千戸)	210	217	205
国産針葉樹合板価格(円/枚)	930	1,100	880

注) ・ 為替は年平均及びH27.1

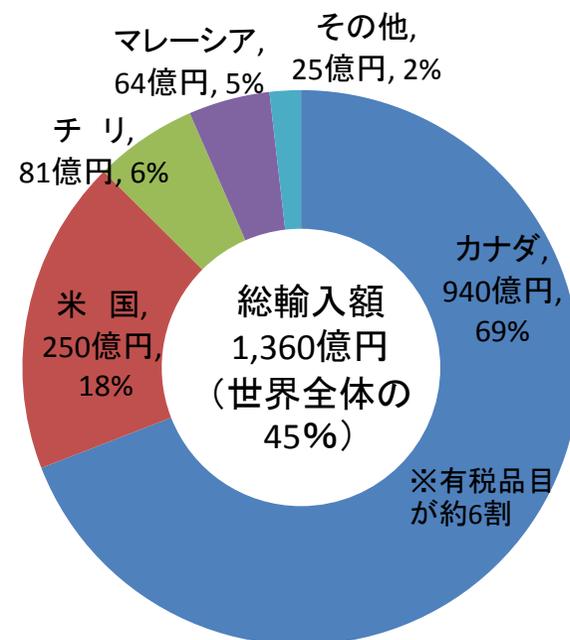
・ 新設住宅着工戸数及び合板価格は第1四半期

TPP参加国から我が国への主要林産物の輸入状況(2013年)

合板



製材



主な林産物の輸入量

(単位:m3, 千kg)

品目概要	単位	関税率	2011年～2013年の品目毎の3カ年平均輸入量									
			マレーシア	カナダ	NZ	チリ	ベトナム	米国	豪州	その他	TPP計	世界計
熱帯木材合板（その他）（※1）	m3	6.0	770,121	-	-	-	7,616	41	-	59	777,837	1,351,237
広葉樹合板（※1）	m3	6.0	616,393	194	-	-	41,502	92	-	-	658,181	1,155,461
熱帯木材合板（14種）（※1）	m3	8.5～10.0	151,166	-	-	-	40	1	-	-	151,207	368,600
針葉樹合板（※1）	m3	6.0	223	23,748	50,208	7,401	2,565	2,837	-	-	86,981	154,145
OSB（※2）	m3	5.0～6.0	-	206,518	0	-	-	462	-	-	206,980	263,578
パーティクルボード（※2）	m3	6.0	13,035	181	61,442	-	113	24	1,380	-	76,174	84,693
SPF製材（※1）	m3	4.8	6	1,502,676	55,559	300,059	209	9,686	101	-	1,868,296	5,397,478
造作用LVL（※2）	m3	6.0	20,234	664	5,999	-	1,231	488	-	-	28,616	478,090
造作用集成材（※2）	m3	6.0	5,405	286	33	275	6,425	20	-	-	12,445	96,386
ブロック等	m3	6.0	28,203	-	-	-	80	-	-	-	28,282	103,751
フリー板	m3	2.9	9,267	53	38	1,566	19,733	23	15	-	30,696	320,764
さねはぎ加工	m3	5.0	6,664	13,813	258	443	1,133	64	36	11	22,423	91,723
MDF	千kg	2.6	119,373	7	208,176	4,731	213	100	8,913	-	341,514	377,599
その他建築用木工品	千kg	3.9	72	2,669	33,003	-	553	5,895	2	-	42,193	272,185
その他木製品	千kg	2.9	2,460	315	4	13	4,411	149	1,508	10	8,869	124,275

(※1)国会決議品目

(※2)国会決議品目の主な競合品

国会決議(平成25年4月18日・参議院、19日・衆議院)(抜粋)

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 2 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 3 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 4 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 5 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
- 6 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 7 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 8 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。